

高槻市告示第 287 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 要届出管理区域の指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 2 項の規定により、令和 4 年高槻市告示第 343 号により指定した要届出管理区域について、指定を解除する。

令和 5 年 6 月 20 日

高槻市長 濱田 剛史

1 指定を解除する区域

高槻市前島三丁目 262 番 1、262 番 2、263 番の各一部（別図の通り）

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号） 第 48 条の 33 第 3 項の基準に適合していなかった管理有害物質の種類

ダイオキシン類

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（掘削除去）

